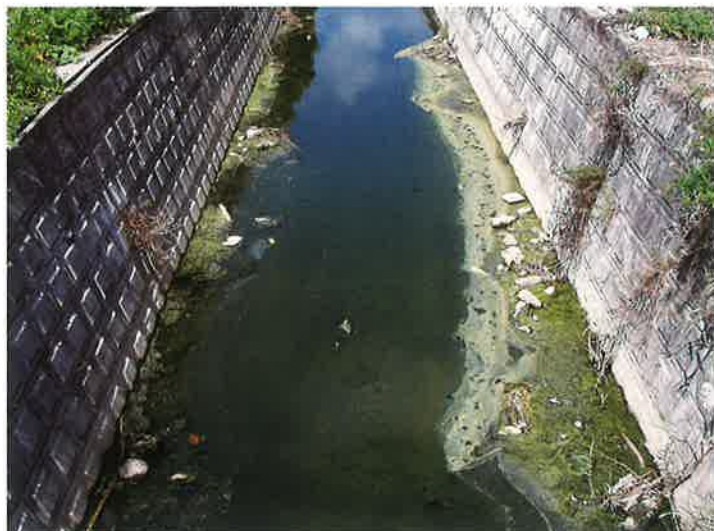




家庭からの雑排水等で川が汚れています

# 下水道へ接続しましょう

快適な生活環境を目指して



下水道につないでいない多くの家庭の台所からの排水や洗濯水等がそのまま川に流れています

西原町役場 上下水道課



中城湾南部流域下水道促進協議会  
キャラクター(オカヤドカリ)



# 下水道がきれい

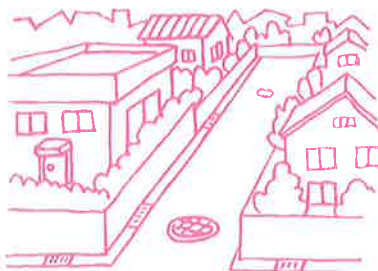
## 川や海が きれいになります

家庭や工場排水から出る汚れた水が直接川や海に流れこむことがなくなり、澄んだ美しい水になります。



## 清潔で きれいな街になります

下水道が整備されると、汚水たれ流しや側溝放流などがなくなり、ひどい悪臭はもちろん、蚊などの不快害虫の発生を防ぎ快適な生活が出来ます。



## 水洗トイレが使えます

下水道が整備されると悪臭の原因であるくみ取り便所から衛生的な水洗トイレに切り替えられ、さわやかな暮らしができます。また、浄化槽の掃除などめんどろな維持管理をしなくてもすみます。



※せっかく下水道が整備されても、各家庭や工場等が下水道に接続しなければ下水道の役割は果たせません。

# 接続をしましょう

お住まいの地域が下水道の処理区域になりますと下水道への接続をしていただくことになります。（下水道接続の義務：下水道法第10条、第11条の3）

## 排水設備とは

公共下水道に汚水を流すためには、それぞれのご家庭で排水設備（私設下水道）をつくらなければなりません。この排水設備は、宅地や私道内に排水管・汚水ますなどをつくって、ご家庭から出る台所・洗濯・洗面・風呂・水洗トイレなどからの汚水を、すみやかに公共下水道に流す役割を果たしています。排水設備は、指定工事店で工事を行ない皆さま個人で、保守・点検などの管理をしていただくことになっています。

※雨水等は下水道に流すことはできません。

## 排水設備の設置例



# 排水設備工事の申込みから完成まで

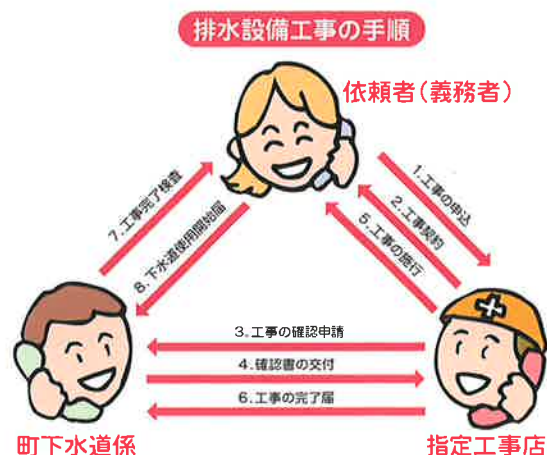
## 排水設備(接続)工事は必ず 『西原町下水道排水設備指定工事店』 に依頼して行ってください。

指定工事店制度は、粗悪工事・不当請求がなくなるように、適正に安心して工事をまかせられるよう町が工事店を指定する制度です。指定店以外のところで工事を行いますと違法ですので、工事のやり直し・下水道使用料のさかのぼっての徴収などがありますので注意して下さい。

### 排水設備工事の順序

- 1. 工事の申込**  
依頼者(義務者)が指定工事店に工事の依頼をします。
- 2. 工事契約**  
指定工事店が現地調査、設計、見積りをしますから施工方法、費用、支払い条件(注1)などを十分に打ち合わせを行い、工事契約をします。
- 3. 工事の確認申請**  
指定工事店は工事の確認申請書を作成し、町に提出します。確認申請書には、依頼者の押印が必要です。
- 4. 確認書の交付**  
町では、申請書をもとに施工法が基準に合い適正かどうかを審査して工事の確認をします。審査に合格すると排水設備計画確認書が交付されます。確認を受けた後でなければ工事に着手できません。
- 5. 工事の施行**  
指定工事店が工事に着手します。
- 6. 工事の完了届**  
指定工事店は工事が完了したら5日以内に下水道排水設備工事完了届を町に提出します。
- 7. 工事完了検査**  
町は工事の完了届により完了検査をします。検査に合格すると検査済証及び、下水道接続済の章標を交付します。
- 8. 下水道使用開始届**  
申請者(依頼者)は下水道使用開始届を町に提出し、下水道を使用することができるようになります。

注1：融資あっせんについては次のページを参照。



# 排水設備工事に対する融資のあっせん

排水設備工事に対する費用を50万円を限度（工事費の範囲内）に町が銀行等に対し融資のあっせんを行います。利息相当額は町が補給します。

## 融資のあっせん

### 1 融資あっせん限度額 50万円

### 2 申込方法

融資申込書は確認申請と同時に指定工事店をとおして申込んで下さい。  
（工事着手は融資決定通知後になります。）

### 3 指定金融機関

沖縄銀行（西原支店）  
沖縄海邦銀行（西原支店）  
沖縄県農業協同組合（西原支店）  
琉球銀行（西原支店）

### 4 返済方法

融資を受けた翌月から元利均等方式で、  
毎月5,000円以上を60回以内で償還していただきます。

### 5 利子の支払い

年度ごとの部分返済後、又は返済完了後に利息相当額については、  
借受人からの請求により町がお支払いします。  
（但し、延滞利息等は個人負担）

### 6 その他条件等

- ・ 町税を完納していること。
- ・ 金融機関の指定する保証制度の利用、  
又は、連帯保証人1人。
- ・ その他





# 下水道使用料について

公共下水道に接続し、下水道を使用しはじめると流した汚水（台所、風呂場、便所などから流される排水）の量に応じて、「下水道使用料」を支払っていただきます。「下水道使用料」は、汚水をきれいな水にするための西原浄化センターへの汚水処理負担金、下水道管の清掃や修理など、維持管理費の一部にあてられます。

## 使用水量の決め方

下水道使用水量は、原則的には水道使用水量に基づいて決めますが、水道水以外（井戸水・雨水等）を使用している場合には、使用の態様を勘案して個別に認定します。

## 下水道使用料金表

（令和5年5月検針分～）

| 用途区分      | 基本使用料（1ヶ月当たり） |       | 超 過 使 用 料         |       |       |  |
|-----------|---------------|-------|-------------------|-------|-------|--|
|           | 汚水量           | 使用料   |                   |       |       |  |
| 家 事 用     | 8㎡まで          | 485 円 | 8㎡超え ～ 25㎡まで      | 1㎡につき | 77 円  |  |
|           |               |       | 25㎡超え ～ 50㎡まで     | 1㎡につき | 87 円  |  |
|           |               |       | 50㎡超え             | 1㎡につき | 96 円  |  |
| 業 務 用     | 10㎡まで         | 784 円 | 10㎡超え ～ 100㎡まで    | 1㎡につき | 101 円 |  |
|           |               |       | 100㎡超え ～ 200㎡まで   | 1㎡につき | 115 円 |  |
|           |               |       | 200㎡超え ～ 500㎡まで   | 1㎡につき | 130 円 |  |
|           |               |       | 500㎡超え ～ 1,000㎡まで | 1㎡につき | 144 円 |  |
|           |               |       | 1,000㎡超え          | 1㎡につき | 158 円 |  |
| 大 衆 浴 場 用 |               |       |                   | 1㎡につき | 45 円  |  |
| 臨 時 用     |               |       |                   | 1㎡につき | 102 円 |  |

### 家庭用の実際の使用料金例

|          |     |        |
|----------|-----|--------|
| 8㎡使用の場合  | ・・・ | 485円   |
| 10㎡使用の場合 | ・・・ | 639円   |
| 20㎡使用の場合 | ・・・ | 1,409円 |
| 30㎡使用の場合 | ・・・ | 2,229円 |
| 40㎡使用の場合 | ・・・ | 3,099円 |
| 50㎡使用の場合 | ・・・ | 3,969円 |

### 業務用の実際の使用料金例

|             |     |          |
|-------------|-----|----------|
| 10㎡使用の場合    | ・・・ | 784円     |
| 50㎡使用の場合    | ・・・ | 4,824円   |
| 100㎡使用の場合   | ・・・ | 9,874円   |
| 200㎡使用の場合   | ・・・ | 21,374円  |
| 500㎡使用の場合   | ・・・ | 60,374円  |
| 1,000㎡使用の場合 | ・・・ | 132,374円 |

※基本使用料と超過使用料の合計額に消費税10%を加算した額を水道料金と一緒に支払っていただくことになります。

## 下水道に関する問合せは

**☎945-4934**（上下水道課下水道係）

接続工事と維持管理に関すること  
下水道の整備計画と工事に関すること  
融資あっせん下水道使用料に関すること